

生駒市議会告示第2号

生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月28日

生駒市議会議長 吉村 善明

生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程の一部を改正する告示

生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程（平成21年3月生駒市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「認印するとともに、その」を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月28日から施行する。